

## 工事現場における熱中症対策の強化について

令和7年4月15日に労働安全衛生法第27条第1項の規定に基づく労働安全衛生規則の一部が改正され、同年6月1日から施行されることとなりました。(令和7年厚生労働省令第57号。以下「改正省令」という。)

改正省令は、規則第612条の2(熱中症を生ずるおそれのある作業)が新たに設けられ、事業者は熱中症の重篤化を防止する「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が義務付けられることとなります。その改正の趣旨、内容等については、令和7年5月20日付け基発0520第6号の施行通達により定められているので確認してください。

契約済み工事を含め、原則、すべての工事が対象となります。ただし、明らかにWBGTが28度以上又は気温が31度以上とならない期間での作業を行う工事においては対象外とすることができます。

改正省令による工事現場の具体的な対応については、以下のとおりとしますので、適切に対応してください。

### 【体制整備】

- ・熱中症の自覚症状を有する作業員や熱中症の疑いがある作業員を発見した者がその旨を報告するための体制を工事現場ごとに整備すること。

### 【手順作成】

- ・熱中症の自覚症状を有する作業員等への対応に関し、緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先並びに必要な措置の内容及び手順を工事現場ごとに作成すること。

### 【施工計画書への記載】

- ・上記で作成した緊急連絡網及び緊急連絡先については、施工計画書へ記載すること。

### 【関係者への周知】

- ・上記の体制や手順等について工事関係者が見やすい場所に掲げるとともに作業員へ周知すること。